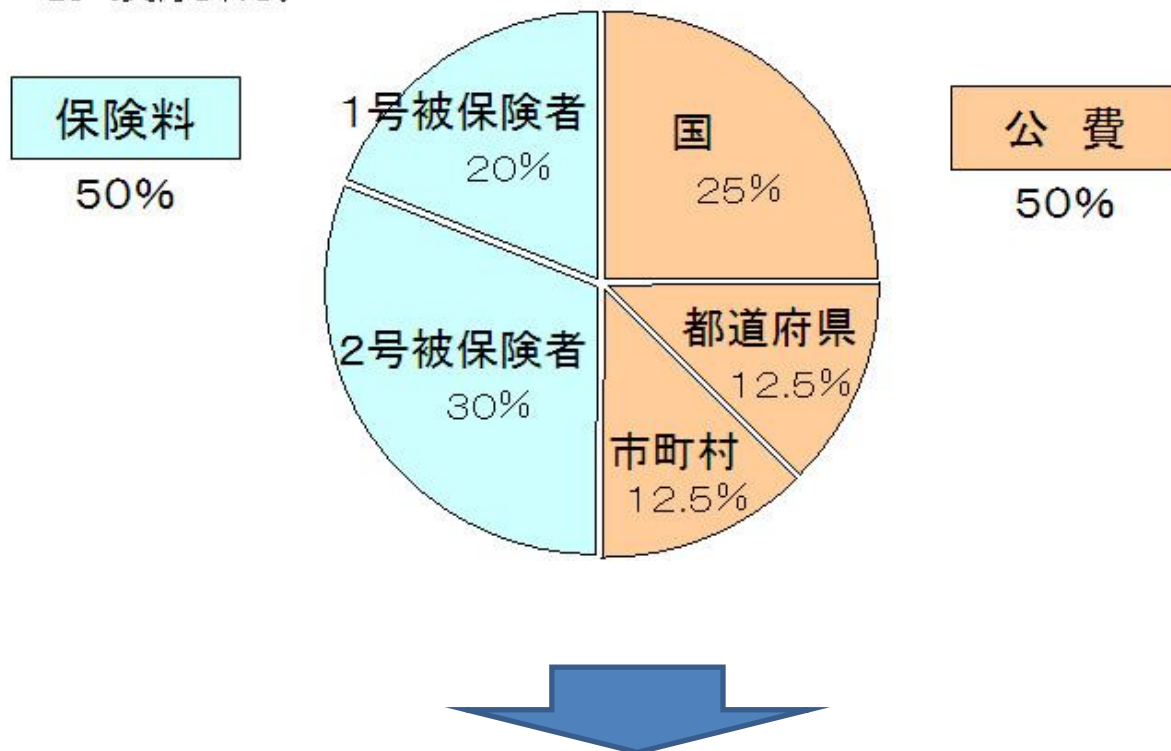


第4期の財源構成

介護給付費の財源構成

- 給付費(総費用から自己負担分を除いたもの)の財源構成は、公費50%、保険料50%で成り立っている。
- 保険料は、第1号被保険者が20%を、第2号被保険者が30%を負担する。(H21-23年度)
- 公費は、国25%、都道府県・市町村がそれぞれ12.5%を負担している。
(ただし、施設等給付については、国20%、都道府県17.5%となっている。)
- 国庫負担25%のうち5%部分は、市町村の保険財政の調整のための「調整交付金」として交付される。



第5期の財源構成

保険料	50%	1号被保険者(65歳以上)	21%
		2号被保険者(40~64歳)	29%
公費	50%	(現行通り)	

